

徳島県告示第五百五十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県西部総合県民局三好庁舎において、令和元年十二月三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和元年十二月三日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

道路の種類 県道

1 4 0		整理 番号
大利辻		路線名
同	三好市井川町河原五一九 六番一地从から 同 吉木四八二 九番地先まで	区 間
新	旧	新旧 の別
四・一〇・一二・三	三・三〇・六・六	敷 地の 幅 員 (メートル)
八三・三	八五・三	延 長 (メートル)